

岐阜県公報

号外(一) 平成三十年四月一日

目次

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(防 災 課)	二
岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(障 害 福 祉 課)	二
岐阜県農業大学校字則の一部を改正する規則	(農 業 経 営 課)	三
教育委員会規則	(教 育 総 務 課)	四
公安委員会規則	(交 通 規 制 課)	七
岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則	(水 道 企 業 課)	七
企業管理規程	(地 域 振 興 課)	七
指定代理納付者の指定	(同)	七
ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金の収納事務の委託	(環 境 管 理 課)	七
新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定	(同)	八
航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定に関する告示の一部改正	(生 活 衛 生 課)	八
岐阜県中央食肉衛生検査所長印の制定	(同)	八
岐阜県飛騨食肉衛生検査所長印の制定	(同)	八

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正
 農道の路線の廃止
 農村振興課 八

車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定に関する告示の一部改正
 (道 路 維 持 課) 九

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定に関する告示の一部改正
 (同) 一〇

宅地建物取引業法に基づく講習の指定
 (建 築 指 導 課) 一〇

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正
 (出 納 管 理 課) 一三

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正
 (同) 一三

訓 令 甲
 岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する規程
 (管 財 課) 一三

教育委員会訓令甲
 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令
 (教 育 総 務 課) 一三

公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種
 (勞 働 雇 用 課) 一四

の指定
 岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区分
 (農 政 課) 一四

規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二総務部の部行政管理班の項及び法務・情報公開班の項を次のように改める。

法務・情報公開班	総務部 法務・情報公開課長	1 災害関係の文書及び物品の受理、配布及び発送に関すること。 2 災害関係の公報掲載に関すること。
行政管理班	総務部 行政管理課長	災害対策の応援に関すること。

別表第二清流の国推進部の部清流の国づくり政策班の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項の次に次のように加える。

地域振興班	清流の国推進部 地域振興課長	災害対策の応援に関すること。
-------	-------------------	----------------

別表第二清流の国推進部の部競技スポーツ班の項の次に次のように加える。

ねんりんピック推進事務班	清流の国推進部 ねんりんピック推進事務局 長	災害対策の応援に関すること。
--------------	------------------------------	----------------

別表第二環境生活部の部環境生活政策班の項第四号を削り、同表健康福祉部の部医療整備班の項第五号から第八号までを削り、同項の次に次のように加える。

国民健康保険班	健康福祉部 国民健康保険課長	1 被災者に対する国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免に関すること。 2 災害による国民健康保険の国及び県支出金の申請に関すること。 3 被災者に対する後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免に関すること。 4 災害による後期高齢者医療国庫支出金の申請に関すること。
---------	-------------------	--

別表第二健康福祉部の部保健医療班の項第四号中「保健師」を「保健師等」に改め、同部高齢福祉班の項第三号中「介護老人保健施設」の下に「介護療養型医療施設及び介護医療院」を加え、同表商工労働部の部海外戦略推進班の項の次に次のように加える。

国際交流班	商工労働部 国際交流課長	在住外国人等に係る災害対策の連絡調整に関すること。
-------	-----------------	---------------------------

別表第二教育部の部教育総務班の項の次に次のように加える。

教育管理班	教育委員会 教育管理課長	災害対策の応援に関すること。
-------	-----------------	----------------

別表第三避難所支援チームの項中「私学振興・青少年班」「廃棄物対策班」を「私学振興・青少年班」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十五号

合 計

二 一 四 〇 〇

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育総務課の項中、「調査広報係」を削り、同項の次に次のように加える。

教育管理課 管理調整係、文書法規係、管理指導係

第二条の表教育財務課の項中「管理調整係、経理係」を「管理経理係」に改め、同表教職員課の項中「管理調整係」を「管理免許係」に改め、「企画免許係」を削る。

第三条の表教育総務課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、同項第十六号中「懲戒」を削り、同号を同項第十三号とし、同項中第十七号を第十四号とし、第十八号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十号とし、同項の次に次のように加える

教育管理課 一 文書の管理に関すること。

二 公印に関すること。

三 公文書の公開等情報公開及び個人情報保護の保護に関すること。

四 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等並びに法令に基づき事務処理の推進に関すること。

五 教職員の懲戒に関すること。

六 教育に係る苦情等及びその調整に関すること。

七 教育に係る苦情等の対応の審査に関すること。

八 ハラスメント及び過労死等の防止に関すること。

九 教職員の勤務環境の改革に関すること。

第 号 卒業証書

姓名 年 月 日 氏 名 年 月 日 氏 名

あなた は 本 校 所 定 の 課 程 を 修 了 し 卒 業 し た 事 を 証 し ます

岐阜県農業大学校長 氏 名

印

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

第三条の表教職員課の項第一号中「任免」の下に、「分限 服務」を加える。
第八条の四の二を次のように改める。

第八条の四の二 教育管理課に管理指導監及び地域管理監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 管理指導監及び地域管理監は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。
第十七条の表岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会の項の次に次のように加える。

岐阜県教職員ハラスメント等防 止対策審議会	教職員のハラスメント又は業務における過重 な負荷等による死亡等の重大事態に関する事項 等の調査審議に関する事務	教育管理課
--------------------------	---	-------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三一般国道二十一号の項中

加茂郡坂祝町勝山字縄手一七〇番一地从先から
各務原市鷺沼東町四丁目一番地先まで

不破郡垂井町字日守九五番六地从先から
同 郡関ヶ原町関ヶ原字築田一五九四番一五地从先まで

加茂郡坂祝町大針字西ノ川一五七番地先から
同 郡同町勝山字上之段二八八番一地从先まで

不破郡垂井町字日守九五番六地从先から
同 郡関ヶ原町関ヶ原字築田一五九四番一五地从先まで

改め、同表一般国道二百四十八号の項中「多治見市音羽町五丁目二七番三」を「多治見市前畑町三丁目二番一」に、同 市明和町一丁目三番」を「同 市大藪町字廻間洞一九七九番一」に改め、同表一般国道二百五十七号の項中「同 市同 字青木四四七番四」を「下呂市小川字大淵三三三番三」に改め、同表県道岐阜稲沢線の項中「岐阜市西川手三丁目一一番」を「岐阜市東川手二丁目四三番」に、「羽島郡笠松町田代官有無番地先木曾川橋上 愛知県境」を「同 市柳津町栄町四番地先」に改め、同項の次に次のように加える。

県道多治見犬山線
同 多治見市太平町三丁目六七番一地从先から
同 市宝町一丁目五六番一地从先まで

別表第三県道羽島養老線の項中「安八郡輪之内町里字中之池二二八番一」を「安八郡輪之内町大藪高畑二六六番一」に改め、同表県道恵那白川線の項中

恵那市大井町字舟山一一二〇番一地从先から
同 市同 町字字頭二〇七番一地从先まで

恵那市長島町中野字阿弥陀外戸七六二番一地从先から
同 市同 町同字乗越二〇四番一五〇地从先まで

恵那市大井町字舟山一一二〇番一地从先から
同 市長島町中野字乗越二〇四番一五〇地从先まで

改め、同表県道溝口下白金線の項の次に次のように加える。

県道各務原美濃加茂線
各務原市鷺沼東町四丁目二番地先から
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番一地从先まで

別表第三県道木曾三川公園線の項の次に次のように加える。

県道安八平田線

安八郡輪之内町四郷二一七番一地先から
海津市平田町三郷六二四番三地先まで

別表第三県道安八海津線の項中

安八郡輪之内町里字大瀬町一四三番一地先から
同 郡同 町同字中之池二二一八番一地先まで

安八郡輪之内町里字大瀬町一四三番一地先から
同 郡同 町同字中之池二二一八番一地先まで

海津市平田町今尾四二七一番四六地先から
同 市海津町福岡三九五番一地先まで

改め、同表県道荒尾笠縫線の項の次に次のように加える。

県道今尾大垣線

安八郡輪之内町福束下沼一七四八番一地先から
海津市平田町今尾四二七一番二八地先まで

別表第三県道美濃加茂川辺線の項の次に次のように加える。

県道多治見八百津線

多治見市住吉町五丁目六番一地先から
同 市同 町四丁目一五番二地先まで

別表第三岐阜市道の項中

岐阜市今嶺四丁目一〇番一地先から
同 市同 四丁目一七番一地先まで

岐阜市今嶺四丁目一〇番一地先から
同 市同 四丁目一七番一地先まで

岐阜市柳津町丸野四丁目五番一地先から
同 市同 町同 四丁目一一八番地先まで

に

を

に

を

改め、同表多治見市道の項中

多治見市姫町六丁目一三三番一地先から
同 市同町七丁目一八番一地先まで

多治見市姫町六丁目一三三番一地先から
同 市同町七丁目一八番一地先まで

多治見市金岡町四丁目五八番二地先から
同 市住吉町五丁目一番一地先まで

多治見市明和町一丁目八〇番三地先から
同 市光ヶ丘二丁目二四番地先まで

改め、同表各務原市道の項中

各務原市前渡東町四丁目二八六番一地先から
同 市同 町同丁目一三番二地先まで

各務原市前渡東町四丁目二八六番一地先から
同 市同 町同丁目一三番二地先まで

各務原市前渡西町二丁目二六番一地先から
同 市同 町一〇丁目一番二地先まで

各務原市小佐野町四丁目一四七番一地先から
同 市同 町六丁目六五番一地先まで

各務原市三井町二丁目七二番一地先から
同 市小佐野町四丁目一五番一地先まで

各務原市大佐野町一丁目八七番地先から
同 市小佐野町六丁目二八番一地先まで

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に

を

に

を

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業組織規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「県営水道係及び工業用水係」を「及び事業係」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十三年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番 三三三	ふるさとごきふ振興 寄付金に係る寄附 金	平成三十年四月一日から平成 三十一年三月三十一日まで

岐阜県告示第百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条第一項の規定により、ふるさとごきふ振興寄付金に係る寄附金の収納事務を株式会社ゆうちょ銀行に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第百九十号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和五十年環境庁告示第四十六号）第一の一に掲げる地域の類型を当てはめる地域を次のように指定したので告示する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

地域の類型	当てはめる地域
	別表に掲げる地域のうち、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項に規定する区域の区分（以下「区域区分」という。）が第一種区域又は第二種区域である地域
	別表に掲げる地域のうち、区域区分が第三種区域又は第四種区域である地域

備考 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する工業専用地域並びに同項に規定する用途地域が定められていない地域（山林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林にあつては同法第七条の二第一項の規定によりたてる森林計画の対象となる森林の区域をいい、同法第二条第三項に規定する民有林にあつては同法第五条第一項の規定によりたてる地域森林計画の対象となる森林の区域をいう。）及び農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に

規定する農用地区域をいう。()に限る。()を除く。

別表
中津川市、恵那市、可児市及び御嵩町の区域のうち、リニア中央新幹線鉄道の軌道中心線から両側それぞれ四百メートル以内の地域(トンネル出入口における軌道中心線上の地点を中心に、トンネル中央部方向に半径四百メートルを超える部分を除く。)

岐阜県告示第九十一号

航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定(昭和五十四年岐阜県告示第八百四十五号)の一部を次のように改正する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

表の項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同表の項中「類型」を「類型」を「」ただし」を「」に、「工業専用地域を除く」を「工業専用地域を除く」に改める。

岐阜県告示第九十二号

岐阜県中央食肉衛生検査所長印を次のとおり定め、平成三十年四月一日から使用する。
なお、岐阜県食肉衛生検査所長印に関する告示(平成十二年岐阜県告示第二百八十八号)は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 印影



書体 てん書
大きさ 二十三ミリメートル平方

二 公印管理者
岐阜県中央食肉衛生検査所長

岐阜県告示第九十三号

岐阜県飛騨食肉衛生検査所長印を次のとおり定め、平成三十年四月一日から使用する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 印影



書体 てん書
大きさ 二十三ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県飛騨食肉衛生検査所長

岐阜県告示第九十四号

農業振興地域の指定に関する告示(昭和四十五年岐阜県告示第七百九十四号)の一部を次のように改正する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

三 美濃加茂地域の部を次のように改める。

三 美濃加茂地域

美濃加茂市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

(「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長振興課及び岐阜県可茂農林事務所にて備え置いて一般の縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十五号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十六年岐阜県告示第六百三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一三 可児地域の部を次のように改める。

一三 可児地域

可児市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長振興課及び岐阜県可茂農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

342	整理 番号	路線名		起 点	終 点	経重 過要 地な	備 考
平 成 公 記 園 念 成 線		県 営 平 成 記 念 公 園 （ 美 濃 加 茂 市 ）	（ 美 濃 加 茂 市 ）	一 般 国 道 四 百 十 八 号 交 点			
		終 点	起 点				
		終 点	起 点				
		終 点	起 点				

岐阜県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

345	整理 番号	路線名		起 点	終 点	経重 過要 地な	備 考
坂 祝 線		加 茂 郡 坂 祝 町	関 市				
		終 点	起 点				
		終 点	起 点				
		終 点	起 点				

岐阜県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

整理 番号	路線名		起 点	終 点	経重 過要 地な	備 考
		終 点	起 点			
		終 点	起 点			
		終 点	起 点			

362	坂祝停車場 坂祝停車場(加茂郡坂祝町) 一般国道二十二号交点(加茂郡坂祝町)
-----	--

岐阜県告示第百九十九号

車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定に関する告示(平成二十六年岐阜県告示第百二十七号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定する道路の表中

美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三二四番一地先から 関市山田字門田七六番一地先まで	同
岐阜市北一色二丁目一五二番地先から 同 市神田町五丁目二〇番地先まで	同
加茂郡坂祝町黒石字東野一四五八番一〇地先から 関市山田字門田七六番一地先まで	平成三〇・四・一
岐阜市北一色二丁目一五二番地先から 同 市神田町五丁目二〇番地先まで	平成二六・四・一
美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字石橋一三〇番八地先から 同 市同 字中瀬二八六一番地先まで	同
瑞浪市陶町大川字藤塚七二二番の四地先から 同 市同 字釜ノ洞五〇八番の一九二地先まで	同

を に を

美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字石橋一三〇番八地先から 同 市山之上町字寺田五七六番一地先まで	平成三〇・四・一
瑞浪市陶町大川字藤塚七二二番の四地先から 同 市同 字釜ノ洞五〇八番の一九二地先まで	平成二六・四・一

に

各務原線 美濃加茂線	各務原市鷺沼東町四丁目二番地先から 美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三二四番一地先まで	平成三〇・四・一
大野垣線	大垣市中川町二丁目一三三番一地先から 同 市北方町二丁目一五〇〇番地先まで	同

を

西大垣停車場線	大垣市神田町二丁目一九番地先から 同 市旭町二丁目九番一地先まで	同
平城記念公園線	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字中瀬一八六一番三三番地先から 同 市山之上町字寺田五七六番一地先まで	同

に

西大垣停車場線	大垣市神田町二丁目一九番地先から 同 市旭町二丁目九番一地先まで	同
平城記念公園線	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字中瀬一八六一番三三番地先から 同 市山之上町字寺田五七六番一地先まで	同

を

改める。

岐阜県告示第百二十号

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定に関する告示(平成二十六年岐阜県告示第百二十八号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

に

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一の表中

多治見市首羽町五丁目二七番二地先から 同 市明和町一丁目三番地先まで	同
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三三四番二地先から 関市山田字門田七六番一地先まで	同
岐阜市長良福光八六番一地先から 同 市岩崎一丁目一五番一、二地先まで	同
中津川市駒場字後洞一四八五番二地先から 同 市同 字青木四四七番四地先まで	同
恵那市長島町正家字鍋山一番一五二地先から 同 市長島町中野字石田八番四地先まで	同
多治見市前畑町三丁目二番一地先から 同 市大藪町字廻間洞一九七九番一地先まで	平成三〇・四・一
加茂郡坂祝町黒岩字東野一四四八番一〇地先から 関市山田字門田七六番一地先まで	同
岐阜市長良福光八六番一地先から 同 市岩崎一丁目一五番一、二地先まで	平成二六・四・一
中津川市駒場字後洞一四八五番二地先から 下呂市小川字大淵三三三番二地先まで	平成三〇・四・一
恵那市長島町正家字鍋山一番一五二地先から 同 市長島町中野字石田八番四地先まで	平成二六・四・一

に

を

恵那市大井町字舟山一一二〇番一地先から 同 市同 町字学頭二〇七番二地先まで	同
岐阜市六条大溝一丁目一六番一〇地先から 同 市柳津町上佐波西五丁目一番地先まで	平成二六・四・一
安八郡輪之内町大藪高畑二六六番一地先から 大垣市横曾根四丁目七五番二地先まで	平成三〇・四・一
岐阜市六条大溝一丁目一六番一〇地先から 同 市柳津町上佐波西五丁目一番地先まで	同
安八郡輪之内町里字中之池三二二八番一地先から 大垣市横曾根四丁目七五番二地先まで	同
各務原市前渡東町官有無番地先愛岐大橋上 愛知県境から 同 市須衛町二丁目五〇一番一地先まで	平成二六・四・一
各務原市前渡東町官有無番地先愛岐大橋上 愛知県境から 同 市須衛町二丁目五〇一番一地先まで	同
県道 犬多治見山線 同 市宝町二丁目五六番一地先まで	同
県道 稻岐沢線 同 岐阜市東川手二丁目四三番地先から 同 市柳津町栄町四番地先まで	平成三〇・四・一
県道 稻岐沢線 岐阜市西川手三丁目二一番地先から 羽島郡笠松町田代官有無番地先木曾川橋上 愛知県境まで	同

に

を

に

を

に

を

県道 平安 八 田 線	安八郡輪之内町四郷二二七番一地从先から 海津市平田町三郷六二四番三地从先まで 同 郡同 町同字中ノ池二二八番一地从先まで	平成三〇・四・一
県道 室牧 原 田 線	大垣市上石津町牧田字和田四六七番の一地从先から 同 市同 字一俣三四五六番一地从先まで	同
県道 海安 津 八 線	安八郡輪之内町里字大瀬町一四五番一地从先から 同 郡同 町同字中ノ池二二八番一地从先まで	同
県道 大大 野 垣 線	大垣市中川町一丁目一三三番一地从先から 同 市北方町一丁目一五〇〇番地先まで	平成二六・四・一
県道 各務原 美濃 加 茂 線	各務原市鷺沼東町四丁目二番地先から 美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三二四番一地从先まで	平成三〇・四・一
県道 大大 野 垣 線	大垣市中川町一丁目一三三番一地从先から 同 市北方町一丁目一五〇〇番地先まで	同
岐阜環状線	岐阜市敷田南一丁目一番一号地先から 同 市長良福光八六番一地先まで	平成二六・四・一
白 惠 川 那 線	惠那市大井町字舟山一一二〇番一地从先から 同 市長島町中野字乗越二二〇四番一五〇地先まで	平成三〇・四・一
岐阜環状線	岐阜市敷田南一丁目一番一号地先から 同 市長良福光八六番一地先まで	同
白 惠 川 那 線	惠那市長島町中野字阿弥陀外戸七六二番一地从先から 同 市同 字乗越二二〇四番一五〇地先まで	同

を に を に を

県道 多治見 八 百 津 線	多治見市住吉町四丁目一五番一地从先から 同 市同 町五丁目六番一地从先まで	平成三〇・四・一
県道 美濃加 茂 川 辺 線	美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三四二番一地从先から 加茂郡川辺町石神字五反田六〇二番三地从先まで	平成二九・四・一
県道 瑞大 浪 西 線	瑞浪市日吉町字蟹ヶ窪七七二五番一地从先から 同 市明世町山野内字西洞六二六番一地从先まで	同
県道 土岐南 治見 イ ン 線	土岐市土岐津町土岐口字西山二九九番一一八地先から 同 市同 字南山二二九一番九〇地先まで	同
県道 瑞大 浪 西 線	瑞浪市日吉町字蟹ヶ窪七七二五番一地从先から 同 市明世町山野内字西洞六二六番一地从先まで	平成二六・四・一
県道 美濃加 茂 川 辺 線	美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三四二番一地从先から 加茂郡川辺町石神字五反田六〇二番三地从先まで	平成二九・四・一
県道 美 関 濃 線	関市下有知字北石神三五五二番三地从先から 同 市同 字新屋敷一七四六番六地从先まで	平成二六・四・一
県道 大今 垣 尾 線	海津市平田町今尾四二七一番一八地先から 安八郡輪之内町福束下沼一七四八番一地从先まで 関市下有知字北石神三五五二番三地从先から	平成三〇・四・一
美 関 濃 線	関市下有知字北石神三五五二番三地从先から 同 市同 字新屋敷一七四六番六地从先まで	同
県道 室牧 原 田 線	大垣市上石津町牧田字和田四六七番の一地从先から 同 市同 字一俣三四五六番一地从先まで	平成二六・四・一
県道 海安 津 八 線	海津市平田町今尾四二七一番四六地先から 同 市海津町福岡三九五番一地从先まで	平成三〇・四・一

に を に を に

県道 土岐南多 治見イン ター線	土岐市土岐津町土岐口字西山二二九九番一八地先から 同 市 同 字南山二二九一番九〇地先まで	平成二六・四・一
---------------------------	---	----------

改める。

岐阜県告示第二百一十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十二條の二第二項（第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、次の講習を同法第二十二條の二第二項に規定する講習として指定する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

公益社団法人全日本不動産協会が、宅地建物取引業法第二十二條の二第一項の宅地建物取引士証の交付又は有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習として岐阜県内で実施する講習

岐阜県告示第二百一十号

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示（平成二十七年岐阜県告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表株式会社三菱東京UFJ銀行の項中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

岐阜県告示第二百一十号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示（平成二十七年岐阜県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表大垣駅前支店林町出張所の項中「食肉衛生検査所」を「中央食肉衛生検査所」に改め、同表江並支店の項中「及び大垣特別支援学校」を「大垣特別支援学校及び西濃高等特別支援学校」に改め、同表高山支店の項中「飛驒保健所」の下に「飛驒食肉衛生検査所」を加える。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総務部管財課県有施設管理監」を「総務部管財課県有施設管理室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表中教育総務課の項の次に次のように加える。

教 育 管 理 課	教 管
西 濃 高 等 特 別 支 援 学 校	西 高 特

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

公 示

公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定に基づき、公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定した業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業 種	職 種	市町村の区域
食料品製造業	製品製造・加工処理の職業	美濃加茂市
各種商品小売業	商品販売の職業	
その他の小売業		
宿泊業	接客・給仕の職業	
持ち帰り・配達飲食サービス業	飲食調理の職業	
社会保険・福祉・介護事業	自動車運転の職業 介護サービスの職業 その他のサービスの職業	

備考 業種は日本標準産業分類の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

二 指定年月日

平成三十年四月一日

岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区分

岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程（昭和四十五年岐阜県告示第二百四十八号）第五条の規定により特別牛及び特優牛に該当する黒毛和種種雄牛区分を次のとおり公示する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

特別牛	安晴王、糸福一七一の八、真福、天晴白清、利優福、広景福、飛驒白真弓、慶平福、大景福、清峰大地、神白幸、景幸福、福糸桜王、勝一郎、飛驒之匠、若光清八五、永光清、花安鶴、立花園、福平国、花福桜、義正福、花清光、白藤八五、若白清、孝隆平、慶清福、景鶴七、永福久、正義久及び八重藤
特優牛	飛驒白清、光平福、白清八五の三、花清国及び花清勝